

第12章 第一審通常手続

第一節 第一審通常手続概説

一 第一審通常手続の意義

第一審通常手続〔普通程序〕とは、人民法院が第一審民事事件の審理に一般的に適用する手続である。通常手続は、実際の各種訴訟手続において通則的な作用を営み、すべての民事裁判手続の基礎をなすものである¹⁾。中国民事訴訟法は、その第12章「第一審通常手続」に関連規定を置いているが（中国民訴119条以下）、さらに中国の民事裁判実務においては、最高人民法院が制定した通常手続に関する司法解釈が存在しており（民訴解釈208～255条）、これらが一体をなして通常手続における実際の運用を規範化している。

二 第一審通常手続の特徴

第一審通常手続の特徴として、一般に次の二点が指摘されている。

1 手続の系統性と完全性

中国民事訴訟法第12章「第一審通常手続」の基本的構成からも明らかなように、通常手続では、訴えの提起と受理、審理前の準備、開廷審理、訴訟停止と終結、判決と裁定という五つの節を含んでいる。これらの各訴訟段階は、順番に連結しており、かつ系統的に完備され合理的科学的に配置され、裁判活動と訴訟活動の基本的な経過と規律を体现している。これらの内容から、通常手続は系統性と完全性を有するとされ、各訴訟段階の具体的内容と必要となる訴訟上の制度につい

1) 江伟・肖建国主編『民事訴訟法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）276頁、肖建国編『民事訴訟法』（中国人民大学出版社・2013年）132頁、赵刚・占善刚・刘学在『民事訴訟法〔第3版〕』（武汉大学出版社・2015年）240頁参照。

て定めている。

2 適用範囲における広汎性と通用性

第一審通常手続は、民事手続の一般規定として、原則としてすべての第一審民事事件に適用されるだけでなく、人民法院が第一審簡易手続や上訴事件を審理する場合においても、各手続の特別規定が優先適用される場面を除き、これが参照適用される²⁾。通常手続の適用範囲における広汎性と通用性が指摘される所以である。

第二節 訴えの提起と受理

一 訴えの提起

1 訴え提起の意義

訴えの提起とは、公民・法人・その他の組織が、その財産関係ないし人身関係等の民事権益に起因して他者と紛争が生じた場合に、その一方が自己名義により人民法院に対し裁判を通じた司法的保護を求める訴訟行為である。

法律上の性質からいえば、訴えの提起は、公民・法人・その他の組織が自己の合法的権益を保護するために国家裁判機関に対し司法権行使を求めるという重要な訴権行使の具体的発現であり、民事訴訟法律行為の一種として、法定条件に適合することを前提に民事訴訟手続の発生・進行を生じさせる。中国民法が不告不理原則を採用することにより、当事者の訴え提起さえあれば民事訴訟手続を開始することができ、当事者の訴え提起が法定条件に適合していれば、法院はこれを受理して訴訟の起点となる。訴えの提起は当事者の一方的訴訟行為であり、これがいったんなされれば、相応する法的効果、すなわち訴えの提起時において法院との間に訴訟法律関係が生じ、当事者の訴えを提起する権利に対応して、法院は当事者の訴え提起につき法に基づき審査を行い、受理するかどうかを決定する義務を負う。

中国民法の規定によれば、原告の訴え提起により発生する法的効果として、

1) 原告の訴え提起に対して法院が審査を行い、立案するかどうかを決定する。

2) 中国民法 177 条が、第 15 章「特別手続」の章に規定なき場合に民法およびその他の法律の関連規定を適用するとの規定には、第一審通常手続の適用を含む（趙ほか・前掲注 1) 241 頁参照）。

立案決定後には事件は審理前の準備段階に進み、不立案を決定する場合は裁定書面を作成し、当事者は不服申立てが可能となる。2) 同一事実、理由による同一訴訟請求を同一被告に対して提起する二重起訴が禁止される。3) 原告の訴え提起により開始された手続は、法律が定める場合（訴え提起の条件不適合による不受理や原告の訴え取下げ等）を除き、何人もこれを自由に終了させることはできない³⁾。

2 訴え提起の要件

上記のように、原告の訴えの提起行為は、訴訟手続開始の起点であるが、原告の提起した訴えが法院によって立案受理されるためには、法律所定の条件を具備しなければならない。当事者の合法的權益を保護すると同時に、提訴に対する人民法院の審査を行いやすくするために、法律が訴え提起の条件について、一定の規範化を図ることが必要であり、このことは原告が正式に提訴する前に、訴訟目的・訴訟対象・受訴法院等の一連の事項について全面的に考慮を加え、とりとめのない濫訴を防止するのに役立ち、裁判秩序の規範化にも有用であることが考慮されている⁴⁾。

(1) 実質要件（積極要件）

中国民訴119条に基づき、訴え提起には次の四要件の具備が必要である。

1) 原告が本案と直接利害関係を有する公民・法人・その他の組織であること（同条1号）。ここに「本案」とは原告と被告との間に紛争が発生し、法院に裁判を求める民事法律関係を指し、「利害関係」とは原告が当該民事法律関係との直接的な利害関係が必要であることを指す⁵⁾。「原告が本案と直接利害関係を有する」には二つの場合が含まれており、第一に法院に保護を請求する民事權益が原告に属する場合（権利主体当事者）、第二に法院に保護を請求する他人の民事權益が原告による管理・保護を受ける場合（非権利主体当事者）である。注意すべ

3) 江・肖主編・前掲注1) 277頁参照。

4) 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室編『中華人民共和國民事訴訟法〔2012年修訂版〕』（北京大學出版社・2012年）200頁参照。

5) 伝統的民訴法理論による直接的利害関係原則はいかなる民事權益にもその積極的防衛者が存在しており、いったんそれが害されれば権利者は必ず法院に救済を求めるとの仮説を基礎に構築されている。なお2012年の民訴法改正過程では、「直接的利害関係」の要求は重すぎるとの意見もあったが、修正には至っていない（趙ほか・前掲注1）242頁参照）。